

令和8年度「ごみ収集箱」に対する助成金交付要項

1. 目的

十和田市町内会連合会は、単位町内会（以下「町内会」という。）が設置する「ごみ収集箱」に対し助成金を交付し、町内会における「資源ごみの分別収集徹底とリサイクル運動の推進」に寄与し、資源の有効活用を図るとともに地域住民の意識の向上と周辺の美化運動の機運をより一層盛り上げることを目的とする。

2. 助成対象町内会

助成の対象となる町内会は、下記に掲げる事項のいずれかに該当し、住みよい環境づくりに努めている町内会であること。

- (1) 町内会を新しく組織した町内会
- (2) ごみ収集箱が大幅に不足している町内会
- (3) ごみ収集箱がない状態で集積している町内会
- (4) 新しくごみ収装箱の設置を考えている町内会
- (5) 既存のごみ収集箱が古く、修繕が困難であり更新（新設）を考えている町内会
- (6) ごみネットを折りたたみごみ収納BOXに変更を考えている町内会
- (7) ごみ収集箱の修繕を考えている町内会
- (8) ごみ収集箱の塗装を考えている町内会

3. 助成対象ごみ収集箱

- (1) 新設・修繕（塗装を含む。）は、1町内会につき1基までとする。
但し、現地調査を実施し、環境衛生部会長が必要と認めたときはこの限りでない。
- (2) 個人の所有地に設置する場合は、所有者より承諾を受けているものであること。
- (3) 原則として申し込み時に新設・修繕に着手していないものとする。
但し、急を要する場合で、環境衛生部会長が必要と認めたときはこの限りでない。

4. 助成額

- (1) 新設（ごみ収集箱）の助成額は、予算額の範囲内とし、1基当たりの購入額の1/2以内又は79,000円のいずれか低い額以内の額
- (2) 新設（折り畳み式ごみ収納BOX）の助成額は、予算額の範囲内とし、1基当たりの購入額の1/2以内又は15,000円のいずれか低い額以内の額
- (3) 修繕（塗装を含む。）の助成額は、予算額の範囲内とし、1基当たりの修繕額の1/2以内又は24,000円のいずれか低い額以内の額

5. 予算額 981,000円

6. 交付決定及び申請

助成金の交付を受けようとする町内会は、申込書に必要事項を記入し、環境衛生部会長へ定められた日までに提出しなければならない。

環境衛生部会長は申込書の内容を審査するとともに、設置場所等を実態調査し、適当と認めた町内会を決定し通知するものとする。

助成金の交付申請は、ごみ収集箱を設置・修繕後に交付申請書に完成写真・領収書等の写しを添えて環境衛生部会長へ申請するものとする。

7. ごみ収集場所を設置する場合の留意事項

(※新設・移設・廃止は、事前に市への届け出が必要)

【市が定める「ごみ収集指定場所[新設・移設・廃止]について(事前協議)」から抜粋】

- (1) 収集場所は10世帯に1ヶ所程度にしてください。
- (2) ごみカゴは収集業務に支障をきたさない形状のものにしてください。
- (3) 収集場所を個人の所有地に設置される場合は、所有者から必ず承認を受けてください。
- (4) 道路交通法第44条に規定されている駐停車禁止場所以外の場所に設置してください。
- (5) ごみ収集車輛が前進でゴミ収集場所に通り返け、又は旋回ができる場所が確保されている場所に設置してください。
- (6) その他収集業務に支障をきたすような場所は避けてください。

道路交通法第44条(抜粋)

- ◎交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- ◎交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分
- ◎横断歩道又は自転車横断帯の前後からそれぞれ前後に5メートル以内の部分

道路交通法第45条(抜粋)

- ◎指定消防水利の標識が設置されている位置や消防用防火水槽の取り入れ口から5メートル以内の部分